



20高教政第1706号

平成21年3月19日

各県立学校長 様

高 知 県 教 育 長

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部改正について（通知）

「高知県立学校の管理運営に関する規則」（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）が一部改正されました。

については、所属校の関係職員に下記の改正内容について適切に周知してください。

記

1 一部改正の目的

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行により学校教育法（昭和22年法律第26号）が一部改正されたことを考慮し、「学校組織の見直しに関する検討委員会」の提言を踏まえて、副校長、主幹教諭及び指導教諭を新たに配置するようになったことから、高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部の必要な改正を行うものである。

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり改正する。

（1）改正の主な内容

ア 新たに設置する副校長、主幹教諭及び指導教諭を学校に置くことができる職員とし、また、分校に副校長を置くことができることとする。（第5条）

イ 2人以上の副校長を置く学校の校長は、校長の職務代理者としての副校長の順序をあらかじめ定め、たうえで、教育委員会に報告しなければならないこととする。

（第8条）

ウ 各主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、その主任を置かないことができることとし、また、各主任の任命について、指導教諭の中からも任命できることとする。（第10条）

3 施行日

平成21年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)

高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育活動(第2条―第4条)
- 第3章 職員及び組織(第5条―第14条)
- 第4章 施設設備等の管理(第15条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条―第21条)
- 付則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育活動(第2条―第4条)
- 第3章 職員及び組織(第5条―第14条)
- 第4章 施設設備等の管理(第15条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条―第21条)
- 付則

本則

本則

第3章 職員及び組織

第3章 職員及び組織

(職員)

(職員)

第5条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

第5条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 略

2 略

3 前2項の職員のほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、看護職員その他必要な職員を置くことができる。

3 前2項の職員のほか、学校に栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、学校栄養職員、看護職員その他必要な職員を置くことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、学校に、副校長を置くときは教頭を置かないことができる。

4 略

5 略

6 分校に、当該分校の校務を分担して整理する副校長又は教頭を置くことができる。

7 高知県立高知海洋高等学校に、船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士その他の技術職員を置く。

8 略

(校長の職務代理者)

第8条 2人以上の副校長を置く学校の校長は、校長の職務代理者としての副校長の順序をあらかじめ定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定は、2人以上の教頭を置く学校の校長について準用する。

3 副校長又は教頭が校長の職務を代理し、又は行うときは、あらかじめ教育委員会に協議するものとする。

(教務主任等)

第10条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 前項の規定にかかわらず、学校に、第4項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第5項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、第6項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは保健主事を、第7項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、第8項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは進路指導主事を置かないことができる。

5 分校に、当該分校の校務を分担して整理する教頭を置くことができる。

6 高知県立高知海洋高等学校に船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士その他の技術職員を置く。

7 略

(校長の職務代理者)

第8条 2人以上の教頭を置く学校の校長は、校長の職務代理者としての教頭の順序をあらかじめ定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 教頭が、校長の職務を代理するとき又は行うときは、あらかじめ教育委員会に協議するものとする。

(教務主任等)

第10条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事又は進路指導主事を置かないことができる。

3 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

(人権教育主任)

第10条の2 学校に、人権教育主任を置く。_____

2 前項の規定にかかわらず、学校に、第4項に規定する人権教育主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、人権教育主任を置かないことができる。

3 人権教育主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略

(学科主任)

第10条の3 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。_____

2 前項の規定にかかわらず、同項の学校には、第4項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。

2 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は当該学校の教諭の中から、保健主事は当該学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

(人権教育主任)

第10条の2 学校に、人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 人権教育主任は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略

(学科主任)

第10条の3 2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 学科主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略
(総務主任)

第10条の4 高等学校に、総務主任を置く。_____

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に、第4項に規定する総務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、総務主任を置かないことができる。

3 総務主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略
(農場長)

第10条の5 農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置く。_____

2 前項の規定にかかわらず、同項の高等学校には、第4項に規定する農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、農場長を置かないことができる。

3 農場長は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略
(研究主任)

第10条の6 中学校及び特別支援学校に、研究主任を置く。_____

2 学科主任は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略
(総務主任)

第10条の4 高等学校に、総務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 総務主任は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略
(農場長)

第10条の5 農業に関する専門教育を主とする学科を置く高等学校には、農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 農場長は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略
(研究主任)

第10条の6 中学校及び特別支援学校に、研究主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、中学校又は特別支援学校に、第4項に規定する研究主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、研究主任を置かないことができる。

3 研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略

(寮務主任及び舎監)

第10条の7 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置く。____

2 前項の規定にかかわらず、同項の特別支援学校には、第4項に規定する寮務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

3 寮務主任及び舎監は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

4 略

5 略

2 研究主任は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略

(寮務主任及び舎監)

第10条の7 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置く。ただし、特別の事情のあるときは、寮務主任を置かないことができる。

2 寮務主任及び舎監は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

3 略

4 略